

## 京都市外部監査人候補者選考等委員会設置要綱

(設置)

第1条 外部監査人候補者の公正・円滑な選考その他外部監査人に係る重要な事項を審議するため、外部監査人候補者選考等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 外部監査人候補者の選考に関すること。
- (2) その他外部監査人に係る重要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 行財政局人事担当局長
- (2) 行財政局コンプライアンス推進室長
- (3) 行財政局財政室長
- (4) 行財政局コンプライアンス推進室副室長
- (5) その他委員長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員長は、行財政局人事担当局長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を総理する。

3 委員長に事故があるときは、行財政局コンプライアンス推進室長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、行財政局コンプライアンス推進室において処理する。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。